

第 28 号 議 案

職員の旅費支給に関する条例の一部改正の件

職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 1 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費支給に関する条例（昭和26年敦賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿泊費)</p> <p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する職務の級が10級以下の者の欄（市長及び副市長にあつては、同表に規定する指定職職員等の欄）</u>に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p>	<p>(宿泊費)</p> <p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1</u>に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p>
<p>(宿泊手当)</p> <p>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して<u>別表</u>に定める1夜当たりの定額とする。</p>	<p>(宿泊手当)</p> <p>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して<u>別表第2</u>に定める1夜当たりの定額とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

<p>(準用)</p> <p>第22条 この条例に定めるものを除くほか、旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）及び国家公務員等の旅費支給規程を準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第22条 この条例に定めるものを除くほか、旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）を準用する。</p>
---	--

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の旅費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に伴い、宿泊費基準額の改定を行いたいので、この案を提出する。